

京都市告示第 421 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 27 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂経 119 号線	北区上賀茂東後藤町 36 番地の 2 地先から 同町 35 番地の 3 地先まで	告示の日
西ノ京経 21 号線	中京区西ノ京東月光町 22 番地の 1 地先から 同町 29 番地の 24 地先まで	〃
山科西野山経 18 号線	山科区西野山射庭ノ上町 238 番地地先から 同町 57 番地の 1 地先まで	〃
山科西野山緯 29 号線	山科区西野山桜ノ馬場町 143 番地地先から 同町 136 番地の 3 地先まで	〃
洛南経 12 号線	南区上鳥羽鉾立町 9 番地地先から 同町 11 番地の 11 地先まで	〃
松尾山田経 54 号線	西京区山田平尾町 21 番地の 2 地先から 同町 51 番地の 286 地先まで	〃
石田緯 12 号線	伏見区石田森東町 16 番地地先から 同町 14 番地の 1 地先まで	〃
深草経 113 号線	伏見区深草墨染町 10 番地の 4 地先から 同区深草中ノ島町 40 番地の 3 地先まで	〃

(建設局道路部道路明示課)